○岩国市作業道維持補修費補助金交付要綱

令和５年４月１日要綱第21号

改正

令和７年４月１日要綱第30号

岩国市作業道維持補修費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、林業の振興を図るため森林の生産基盤の活用と機能を充分に発揮させ、林業経営の省力化、優良材の生産に努めることを目的に、既設の作業道を維持補修する者に対して、予算の範囲内で岩国市作業道維持補修費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、岩国市補助金等交付規則（平成18年規則第53号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(１)　林業経営体　自己又は他人の保有する森林において、造林、保育、素材生産等の林業生産活動を行っている森林組合等法人及び個人事業主（自伐林家及び自伐型林業事業者を含む。）をいう。

(２)　分収林契約　分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）又は旧公有林野等官行造林法（大正９年法律第７号）に基づき、土地所有者と費用負担者が締結し、造林及び保育を実施した後、伐採によって得られた収益を分け合う契約をいう。

(３)　作業道　森林法（昭和26年法律第249号）第５条に規定する市内の地域森林計画の対象森林における私有林（官公庁又はその外郭団体が分収林契約又は森林整備の実施に関する協定を締結し管理している森林及び市町村森林経営管理事業を実施する森林を除く。）を整備するために必要な幅員３メートル以下の森林作業道をいう。

（補助の対象）

第３条　補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(１)　既設の作業道を維持補修する森林所有者又は林業経営体。ただし、森林所有者が作業道の維持補修を林業経営体に委託した場合は、当該林業経営体を補助対象者とする。

(２)　作業道の維持補修が完了した年度の翌年度から起算して、２年以内に当該作業道を利用して森林整備を行う見込みがある者

(３)　市税の滞納がない者

（補助対象経費等）

第４条　補助の対象となる工種、単価及び補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）並びに補助金の額は、別表のとおりとする。ただし、補助金の額は、同一の補助対象者につき１会計年度当たり200万円を上限とする。

（交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が市長に提出する書類は、次のとおりとする。

(１)　岩国市作業道維持補修費補助金交付申請書（様式第１号）

(２)　岩国市作業道維持補修費補助金計算書（様式第２号）

(３)　位置図

(４)　作業道維持補修作業予定範囲（起点から終点まで及び幅員）を示した平面図（縮尺1,000分の１から5,000分の１まで）

(５)　作業道維持補修の根拠となる写真

(６)　森林整備実施計画書（様式第３号）

(７)　作業道維持補修に係る森林所有者の同意書（様式第４号）

(８)　市税の滞納がないことを証する書類（１会計年度内に複数回申請する場合は、初回のみ添付すること。）

(９)　その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第６条　市長は、前条の交付申請があった場合において、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定（以下「交付決定」という。）し、岩国市作業道維持補修費補助金（変更）交付決定通知書（様式第５号）により申請者に通知するものとする。

２　市長は、前項の審査により、補助金の交付が適当でないと認めたときは、補助金の不交付を決定し、岩国市作業道維持補修費補助金不交付決定通知書（様式第６号）により申請者に通知するものとする。

（事業内容の変更）

第７条　前条の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、作業道の維持補修の内容に変更を生じた場合は、岩国市作業道維持補修費補助金変更承認申請書（様式第７号）に次の書類（変更があるものに限る。）を添えて提出し、市長の承認を受けるものとする。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(１)　岩国市作業道維持補修費補助金変更計算書（様式第８号）

(２)　位置図

(３)　作業道維持補修作業予定範囲（起点から終点まで及び幅員）を示した平面図（縮尺1,000分の１から5,000分の１まで）

(４)　作業道維持補修の変更の根拠となる写真

(５)　森林整備実施変更計画書（様式第９号）

(６)　作業道維持補修に係る森林所有者の同意書（変更に係るものに限る。）

(７)　その他市長が必要と認める書類

２　市長は、前項の変更申請があった場合において、その内容を審査し、適当であると認めたときは、岩国市作業道維持補修費補助金（変更）交付決定通知書により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第８条　補助事業者が作業道の維持補修が完了したときに市長に提出する書類は、次のとおりとする。

(１)　岩国市作業道維持補修費補助金実績報告書（様式第10号）

(２)　岩国市作業道維持補修費補助金精算書（様式第11号）

(３)　作業道維持補修完了後の写真

(４)　作業道維持補修作業実施範囲（起点から終点まで及び幅員）を示した平面図（縮尺1,000分の１から5,000分の１まで）

(５)　その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定等）

第９条　市長は、前条の実績報告を受けた場合において、提出された書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、その内容を審査し、適当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、岩国市作業道維持補修費補助金確定通知書（様式第12号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第10条　補助事業者が補助金の請求のために市長に提出する書類は、岩国市作業道維持補修費補助金請求書（様式第13号）とする。

（森林整備の報告）

第11条　市長は、補助事業者に対し、作業道の維持補修が完了した年度の翌年度から起算して２年以内に、当該作業道を利用した森林整備を実施し、森林整備実施報告書（様式第14号）を提出するよう求めるものとする。

（決定の取消し）

第12条　市長は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し、又は補助金の交付決定の内容、これに付した条件、この要綱若しくはこの要綱に基づく市長の措置に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

２　前項の規定は、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。

（補助金の返還）

第13条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、既に支給された補助金の返還を求めるものとする。

(１)　前条の規定により補助金の交付決定を取り消したとき。

(２)　補助事業者が第11条に規定する森林整備を実施しなかったとき。

（補助金の返還の免除）

第14条　市長は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の返還の免除をすることができるものとする。

(１)　災害、病気、その他本人の責めに帰することができない事由により、補助事業者が第11条に規定する森林整備を実施しなかったとき。

(２)　その他市長が補助金の返還を要しない特別な事情があると認めたとき。

（その他）

第15条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和７年４月１日要綱第30号）

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表（第４条関係）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 工種（内容） | | 単価  （円） | 補助対象経費  （円） | 補助金の額  （円） |
| 路面の刈払 | 伐開 | 31 | 左記単価に実施面積（㎡）を乗じたもの | 補助対象経費の合計の２分の１の金額とする。ただし、意欲と能力のある林業経営体が森林経営管理実施権を取得して実施する事業に必要となる作業道の維持補修については補助対象経費の合計の10分の10の金額とする。 |
| 機械運搬 | バックホウ | 48,000 | 一式 |
| Ａ　砂利舗装  （敷砂利施工） | 人力敷均し | 440 | 左記単価に実施面積（㎡）を乗じたもの |
| 機械敷均し | 556 |
| 不陸整正＋敷均し | 722 |
| Ｂ　不陸整正 | 不陸整正 | 112 |
| 木製路面排水工 | Ａ200（200㎝）１組 | 22,470 | 左記単価に使用組数を乗じたもの |
| Ａ300（300㎝）１組 | 29,805 |
| Ａ400（400㎝）１組 | 37,340 |
| ヒューム管敷設 | 300㎜径 | 10,304 | 左記単価に実施延長（ｍ）を乗じたもの |
| 350㎜径 | 11,704 |
| 400㎜径 | 15,698 |
| 450㎜径 | 17,388 |
| 500㎜径 | 19,571 |
| 600㎜径 | 25,051 |
| 700㎜径以上 | 33,314 |

※ＡとＢは同時加算しない。

備考

１　国、山口県、その他の地方公共団体等による補助金等の交付を受けているときは、補助対象経費からこれを除くものとする。

２　補助対象経費は、消費税及び地方消費税を除くものとし、補助金の額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。